第４回兵庫県最低賃金専門部会

議事録

令和８年８月３日（月） ９時 58 分～11 時 52 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益代表委員	千田委員、三上委員、山口委員
労働者代表委員	圓行委員、小菅委員、堀井委員
使用者代表委員	伊藤委員、倉本委員、吉川委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官、 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 兵庫県最低賃金の改正審議について (2) その他	

議　事　内　容

○下風賃金指導官

それでは定刻より少し早いですけれど、皆さんお揃いなので始めさせていただきます。委員の皆様には、お暑い中御出席ありがとうございます。本日は、全員出席されておりますので、審議会令第６条第６項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告させていただきます。

それでは、これからの議事進行を千田部会長、よろしくお願いいたします。

○千田部会長

おはようございます。

ただ今から、第４回兵庫県最低賃金専門部会を開会します。傍聴の皆様には、受付でお渡ししました遵守事項に従い、円滑な議事進行に御協力の程よろしくお願いいたします。

それでは、議題（１）兵庫県最低賃金の改正審議に入ります。

７月 30 日の審議におきまして、労働者側、使用者側それぞれから金額提示やその理由説明をお伺いしました。

労働者側は 1,195 円、使用者側は 1,154 円と、労使それぞれの改正提示金額には、41 円の乖離がございます。

そこで、前回の審議を踏まえまして、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ御検

討いただいたと思います。
本日これから具体的な金額提示を含む審議にあたり冒頭に労使それぞれ打ち合わせの時間は必要でしょうか。

（労使とも打合せ必要ありとの応答）

○千田部会長
では、10 分を目途に別室で打ち合わせをお願いします。
事務局は案内をお願いします。

○安積賃金室長
それでは、御案内させていただきます。
（労使それぞれ別室で打合せ）

○千田部会長
それでは、議論を再開いたします。本日も労使それぞれから打ち合わせ結果を受けての御意見をお伺いします。
本日も労働者側委員から金額提示とその理由について御説明をお願いしたいと思います。

○圓行委員
それでは労側からの主張をさせていただきます。
先日の第３回専門部会にて、具体的な改正額 1,195 円を提示させていただきました。その後、公使・公労との協議の中で、公益側よりそれぞれの提示額に隔たりがあり、それぞれ歩み寄れる努力をとの要請がございました。
公益側からの要請を受け、労側としても検討を行い、次の額を再提示いたします。
具体的な改正額につきましては、目安額 56 円＋11 円の 67 円で 1,183 円を提示します。
主な考え方としまして、１点目は前回主張したのは春闘における賃金上昇率を広く労働者へ波及させる観点での金額でしたが、中央最低賃金審議会が示す目安額も、全国の物価・賃金・企業の支払い能力を総合的に勘案した最低生活保障ラインであり、最低賃金法上も地方が尊重すべき指針として位置づけられているため、目安を尊重した考え方としました。
２点目は、労働力流出の抑止に向けた近隣地域との地域間額差是正を考慮したものでございます。日本の生産年齢人口は、減少の一途をたどっております。だからこそ、兵庫県のように近隣府県との経済圏が重なる地域では、賃金差がそのまま人材流出の誘因となるため、地域間額差の是正は極めて重要であると考えます。京都府との地域間額差６円と全国賃金加重平均５円で＋11 円となります。以上が考え方となります。

以上、兵庫経済の好循環の加速、そして生活水準の維持・向上につながるものとなるよう、引き続きの協議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○千田部会長
ありがとうございます。続きまして、使用者側ですが、ただいま、労働者側から金額提示を受けたことを踏まえて、新たな金額提示に向けて、個別に打ち合わせする必要はございますでしょうか。

○伊藤委員
大丈夫です。

○千田部会長
それでは、使用者側委員から金額提示とその理由について御説明をお願いします。

○伊藤委員
それでは、使用者側を代表いたしまして伊藤の方から申し上げたいと思います。
先日の専門部会では、私どもが最も重要と考える指標である賃金改定状況調査第４表①の賃金上昇率に基づいて、引上げ率3.4%、引上げ額38円、時間額1,154円を提示させていただきました。
使用者側としましては、最低賃金法第９条第２項に規定される「通常の事業の賃金支払能力」を把握するための重要な指標である賃金改定状況調査第４表①を重視する姿勢を変えるつもりはありませんし、この考え方は将来にわたっても変わるものではありません。
ただ、公益委員より労働者側の提示額との乖離が大きいことから、歩み寄りを求められましたので、検討しました。
しかしながら、第１回専門部会でも言及いたしましたとおり、兵庫県最低賃金は令和４年度960円、令和５年度1,001円、令和６年度1,052円、令和７年度1,116円と、この数年、極めて大幅な引上げが続いてきました。
引き上げ額で見ましても、令和５年度は41円、令和６年度は51円、令和７年度は64円となっており、とりわけ昨年度は過去に例のない大幅な引上げとなっております。
一方で、日本商工会議所が本年実施した「中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査」においては、特に小規模企業において、業績改善や生産性向上に伴う賃上げではなく、人材確保や最低賃金対応等を目的とした、いわゆる「防衛的賃上げ」が７割近くを占めているという結果が出ています。
多くの中小・小規模事業者が十分な原資を確保できないまま賃上げを実施していることは明らかであり、県内企業においても原資なき賃上げが続いている状況にあると考えております。
また、第686回の本審で示された資料によりますと、令和７年度の兵庫県における

最低賃金の引上げによる 30 人未満事業場の影響率は 30.73％とされております。県内の小規模事業場において、およそ３割以上の労働者が最低賃金改正の直接的な影響を受けたことになります。中小企業の労働分配率が 80％を超えることを考え合わせると最低賃金の大幅な引上げが中小・小規模事業者に対して、極めて大きな影響を及ぼしていることは明らかです。

もし、今年度において、Ｂランクの目安額である 56 円の引上げがなされた場合には、第 686 回の本審において提示された資料によりますと、その影響率は 24.64％であり、四分の一近くの労働者が最低賃金改正の直接的な影響を受けることになります。昨年度の 30.73％と比較すれば一定程度低下するものの、依然として極めて高い水準であり、中小・小規模事業者に与える影響は決して小さなものではありません。

また、このように影響率が高まれば、最低賃金近傍の労働者だけでなく、その上位に位置する労働者との賃金バランスにも大きな影響が及ぶことになります。

使用者側といたしましては、こうした急激な最低賃金の引上げは、中小企業において本来形成されるべき年齢、能力、経験や業績に応じた賃金体系や賃金カーブに大きなひずみを生じさせつつあるものと考えております。

先日実施されました飲食業の視察におきましても、勤続年数の長いパート労働者よりも勤続年数の短いパート労働者の賃金が最低賃金引上げによって接近し、場合によっては逆転しかねない状況が生じているとの説明がありました。長年勤務し技能や経験を積み重ねてきた労働者と、新たに採用された労働者との処遇差が縮小することは、職場における不公平感やモチベーション低下を引き起こしかねません。

また、私自身が経営者協会において中小企業からの相談を受ける中でも、最低賃金近傍の若年層の賃金を引き上げれば引き上げるほど、その上位に位置する従業員との賃金バランスを維持することが難しくなっている、との声を数多く聞いております。

このように、最低賃金の引上げは単に最低賃金近傍の労働者だけの問題ではなく、企業全体の賃金体系や人件費構造に影響を及ぼすものであり、中小企業に対する負担は危機的な状況にまで及んでいると考えております。

こうした状況を踏まえますと、使用者側としては軽々に歩み寄ることはできません。しかしながら、最低賃金には、労働組合のない事業場で働く労働者にも春季労使交渉による賃上げの成果を広げる役割があることも認識しております。そこで、使用者側としては、労使双方の主張の隔たりを少しでも縮める観点から、今年の春季労使交渉の結果について改めて確認・検討を行いました。

第 686 回兵庫地方最低賃金審議会において配布されました連合兵庫集計の 2026 春季生活闘争回答集計結果によりますと、100 人未満企業の平均賃上げ率は、定期昇給分を含めて 4.26％となっております。

最低賃金の影響を最も大きく受けるのは、労働組合の組織率が低く、十分な価格転嫁や生産性向上が容易ではない中小・小規模事業者であります。最低賃金法第９条第２項が求める「通常の事業の賃金支払能力」を考慮するに当たりましても、より企業規模の小さい事業者の賃上げ実態に注目することが重要であると考えております。

そのような観点から、使用者側としましては、最低賃金の影響をより強く受ける100人未満企業の労使交渉の結果の賃上げ率を参考とすることが適切であると判断いたしました。

この4.26%は、各企業において労使が膝を突き合わせ、双方の事情を理解しながら交渉を重ねた結果として合意されたものであり、労使自治の成果として尊重すべきものであります。

使用者側といたしましては、引上げ率4.26%、引上げ額48円、時間額1,164円を改めて提示させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○千田部会長

ありがとうございます。ただいま、労使双方より、金額提示とともに御意見をお伺いいたしました。整理すると、労側の新たな提示額が＋67円の1,183円で間違いないでしょうか。使側の新たな提示額が＋48円の1,164円で間違いないですね。

ということで現状、差が19円まで縮まってまいりました。

ただ、まだそれぞれの金額提示には開きがございますので、これから、公労、公使の２者間で審議を進めてまいりたいと思います。

まずは、公益と使側とでお話しするという形でよろしいでしょうか。

○各委員

（異議なし）

○千田部会長

そのあと、公労ということでお願いします。

では、別室の御準備をお願いします。

○安積賃金室長

では、御案内させていただきます。

（公使・公労の順で会議）

○千田部会長

お待たせいたしました。議論を再開いたします。労使各委員の皆様、公労、公使での審議どうもありがとうございました。本日の金額提示を踏まえ、公労、公使の場で協議を行いましたが、現状では未だ、それぞれの提示金額に乖離が認められる状況となっています。労使それぞれ再度よく御検討いただきたいと思います。本日の金額審議はここまでとし、次回に持ち越しとさせていただきたいと思います。

それでは、本日、公益が労側及び使側と審議した内容等につきまして、簡単にまとめさせていただきます。

まず使側とお話しさせていただきましたが、この全体の場でもお話しいただいたとおり、基本的には賃金改定状況調査第４表①に基づいて金額提示をするという方針そのものは変わらないけれども、公益との話しの中で歩み寄りを見せてほしいという要望に対して、連合の全国の春季生活闘争回答集計結果による 100 人未満企業の平均賃上げ率 4.26％という数字を踏まえて金額提示をしました。それに対し、歩み寄りに関してまた再考したいというお話をいただきました。その中で労側の地域間格差の話がありましたが、兵庫県の状況を踏まえた時に京阪神エリアでの競争というのも当然あるが、その一方で兵庫県内においての賃金格差をもう少し検討しなければならないというところも踏まえて、そういった中で兵庫県内の中小零細の企業においてはかなり原資がない中での防衛的賃上げを行っているという現状がある。かつ、経営の先行きが極めて不透明であるという状況の中でどの程度最賃を引き上げていくかを考えていかなければならない。こういうお話をいただきました。

労側については、地域間格差を踏まえたところで、労働力を安定的に確保し、人材の流出を防いでいかなければ企業としては立ち行かない。もう一つは労働者の生活の安定を考えた時に物価上昇が大きなところとして問題になっている。特に、先程の連合全国の 100 人未満の賃金上昇率を考えた時に、有期・短時間労働者の賃金上昇率を考えると 6.18％の賃金上昇率という結果が出ている。正社員以外の労働者で非常に生活が厳しい人たちの賃金を上げていって、生活を守っていくということを考えると、こういった数字も踏まえつつ、金額を算定することが重要になるのではないか。適切に価格転嫁を進めながら賃金を上げていって経済の好循環を作っていくというためにも、最賃を継続的に引き上げていくことが重要になっていく。それを踏まえて、そうはいっても現状 19 円という差がありますので、公益の方からは労側・使側双方に少し歩み寄りをお願いいたしました。従って今日の段階ではこのような現状ですが、また明日新たに金額提示をしていただいて議論を進めていくというプロセスで進めていきたいと思っております

概要としては以上ですが、各委員から補足等はございますでしょうか。

○各委員

（なし）

○千田部会長

それでは、次の議題（２）その他についてですが、事務局から説明事項、連絡事項はありますか。

○安積賃金室長

はい、事務局から連絡させていただきます。次回の審議日程を再確認させていただきます。

次の第５回専門部会は、明日８月４日（火）午前 10 時から、場所は同じく、こちら

の会議室で開催させていただきたいと考えております。
事務局からは以上でございます。

○千田部会長
では、次回は明日８月４日（火）午前 10 時から開催したいと思います。
委員の皆様におかれましては、その開催予定で日程確保をお願いいたします。
よろしいでしょうか。

○各委員
はい。

○千田部会長
それでは、次回は明日８月４日（火）午前 10 時から、こちらの会議室で開催いたします。よろしくお願いいたします。
なお、次回の審議に向けましては、本日の段階でも、労使の提示金額に未だ乖離がありますので、労使それぞれ、引き続き真摯に御議論いただいてしっかりと歩み寄りいただきたいと考えております。次回において結論がまとまることを目指して、さらなる御検討をよろしくお願いいたします。
最後に何か事務局からありますか。

○安積賃金室長
はい。事務局からのお願いになります。今後の取りまとめにつきましては、例年、報告したり答申する際に政府への要望として、建議として様々公益側の委員の方からや労使の委員の方から政府への要望というのを吸い上げさせていただいて、報告文・答申文に付記させていただいております。そういうことも踏まえて要望事項を、それぞれ取りまとめていただいてもいいのかなと思いますのでよろしくお願いいたします。
事務局からは以上となります。

○千田部会長
有難うございました。先程、事務局から説明がありました要望事項につきましては、双方の委員から申し出をいただいています。今年度につきましても、この審議会としての要望事項として付記する事項がありましたら、次回の専門部会で調整したいと思います。
また、公益委員としましても、これまでの労使双方からの御意見等を踏まえて、次回の専門部会において要望事項案を提案出来るか検討したいと思います。
以上で、本日の専門部会はこれで終了といたします。

○伊藤委員

すみません。使用者側委員の伊藤でございます。

すでに事務局より指摘がありましたとおり、先程私の方で金額提示したときの発言を一部修正させていただきたいと思います。言い間違いがございましたのは、引上げ率 4.26%の根拠として連合兵庫の 2026 春闘による数値を引用したと申し上げましたが、これは連合兵庫ではなく全国の連合の春闘の結果に基づいた引上げ率ということでございましたので、修正させていただきたいと思います。

以上です。

○千田部会長

それでは他はよろしいでしょうか。

以上で本日の専門部会はこれで終了といたします。御苦労様でした。

○各委員

ありがとうございました。

千田　直毅

堀井　説也

伊藤　　敦